

[標準様式例7-2]

(第1回(最終)契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和7年11月12日
契 約 業 者 名	(株)ドーコン
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号小伝馬町新日本橋ビルディング
業 務 の 名 称	R6・R7尾白川下流地区かんがい用水調査業務
業 務 場 所	富士川水系尾白川下流地区
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	<p>1. 公開用成果品作成 新規追加</p> <p>2. 利用状況実態調査</p> <p> 1) 受益面積調査 調査内容の変更(増)</p> <p> 2) 分水口調査 調査内容の変更(減)</p> <p>3. 取水量調査 調査内容の変更(増)</p>
履 行 期 間 (自)	令和6年6月12日
履 行 期 間 (至)	令和7年11月30日
変 更 前 の 契 約 金 額	12, 584, 000円(税込み)
変 更 金 額	2, 640, 000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	15, 224, 000円(税込み)
変 更 理 由	<p>1. 公開用成果品作成 対象となる取水施設について、取水量検討のための過去の台帳等の資料にマーキングすべき記載等があるため、受注者との協議により、公開用成果品の作成を新規に追加する。</p> <p>2. 利用状況実態調査 利用状況実態調査については、今後の河川法23条(水利権)申請に向けて、必要な取水量を検討するため、実際の水利用の実態を調査するものであり、受注者との協議により以下の通り変更する。</p> <p> 1) 受益面積調査 受益面積については、取水量算出の重要な要素であり、より精度の高い検討を行うため、登記情報のGISデータを構築することなどを追加し、調査内容を変更(増)する。</p> <p> 2) 分水口調査 分水口調査については、各取水施設からの取水系統図を整理するための調査である。 分水口における敷高や分水量の調査については、取水系統図を整理した後に実施した方が効率的であり、本業務では実施せず、平面位置や分水状況のみを整理することとし、調査内容を変更(減)する。</p> <p> 3. 取水量調査 取水量調査については、今後の河川法23条(水利権)申請に向けて、必要な取水量を検討するため、実際の取水量を調査するものであり、精度を向上するため、受注者との協議により、流量観測の調査回数など、調査内容を変更(増)する。</p> <p>4. 履行期間 履行期間については、当初契約の通り、令和7年11月30日までとする。</p>